

本年の人事院勧告に含まれている給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、退職手当について、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、下記の措置を検討中。

退職した職員の退職前の職責(5年分)に応じて加算することとされている「調整額」を、以下のとおり改定する。

	(参考)標準的な官職	改正前 (月額)	改正後 (月額)
第1号区分	事務次官、外局長官	79,200円	95,400円
第2号区分	局長、審議官	62,500円	78,750円
第3号区分	本省重要課長	54,150円	70,400円
第4号区分	本省課長、管区の長	50,000円	65,000円
第5号区分	本省重要室長、管区部長	45,850円	59,550円
第6号区分	本省室長、管区重要課長	41,700円	54,150円
第7号区分	本省重要補佐、管区課長	33,350円	43,350円
第8号区分	本省補佐、管区重要補佐	25,000円	32,500円
第9号区分	本省重要係長、管区補佐	20,850円	27,100円
第10号区分	係長	16,700円	21,700円

区分間の差額は
改正前と同じ

区分間の差額を
30%拡大

(注)これまで、第10号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とする。